

# 箕面市立中学校の部活動方針

平成 31 年 4 月  
箕面市教育委員会  
令和 3 年 4 月 改定

## 本方針策定の経過及び趣旨

本市においては、国・大阪府に先がけて、部活動のあり方については、部活動に参加する子どもたちの健康や成長への配慮をするため、平成28年度に取組方針案を作成し、約1年間試行実施を行った。そして、それら検証の結果を踏まえ内容を精査し、平成30年3月6日付「部活動休養日の取り扱いについて」において新たな方針を確定し、現在まで取り組んできたところである。

今般、平成31年2月26日付けで「大阪府部活動の在り方に関する方針」が示されたことから、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインに則り、大阪府の方針を参考に、改めて「箕面市立中学校の部活動方針」としてその考え方を示すものである。

学校においては、これらの取組の経過等を踏まえて、また、示されたガイドラインや方針の趣旨をしっかりと理解して取り組むものとする。

なお、熱中症対策として、令和3年4月9日付けで通知した「学校諸活動における熱中症事故予防に係る対応方針について」も、本市としては、併せて当該部活動方針に位置づけるものとする。

### 1. 部活動の目的

○部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツ及び芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下、「芸術文化等の活動」という。）に興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録・大会等に挑戦する中で、生徒に次のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。

- ・スポーツや芸術文化等の活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力や芸術文化等に親しむ資質・能力が育つ。
- ・体力の向上や心身の健康の保持増進につながる。
- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

○このように、部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。

○また、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- ・「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動については、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図り、文化部活動については、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実に努めること。その際、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと

- ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

## 2. 部活動の運営について

### (1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針等に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- イ 部活動顧問及び部活動支援員は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。
- ウ 校長は、年間の活動計画については、毎年、市教育委員会事務局に提出する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動支援員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数人員の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。
- イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ウ 学校の設置者及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 3. 遵守すべき部活動の具体的な方針

- (1) 「部活動休養日の取り扱いについて」（平成 30 年 3 月 6 日付け 箕子教第 150 号）
- (2) 「学校諸活動における熱中症事故予防に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 9 日付け 箕子学第 3 号）

※（参考）国・府のガイドライン等

- ・「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成 31 年 2 月）
- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月）
- ・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月）

#### 4. 適切な指導の実施について

- (1) 校長及び部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。その際、運動部については、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則ること。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (2) 部活動の指導者は、トレーニング効果や生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があること、加えて、過度の活動等がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。あわせて、生徒の体力及び芸術文化等の能力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、競技種目、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 指導にあたっては、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で行う。
- (4) 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、箕子学第 3 号令和 3 年 4 月 9 日付け「学校諸学校における熱中症事故予防に係る対応方針について」で示したように対応する。

5. 適切な休養日及び活動時間の設定について

(1) 休養日に関して

ア 休養日は週2日以上設定する。

なお、練習試合や大会等で、週2以上の休養日が設定できない場合は、休養日を他の日（定期考査期間等を含む）に振り替える等、部ごとに年間で少なくとも104日以上休養日を設定する。

イ 週末の休養日に関しては、「部活動休養日の取り扱いについて」（平成30年3月6日付け 箕子教第150号）を必ず遵守すること。

ウ 1日の活動時間は、「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）で「平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度」と示されていることを踏まえ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行うよう努めることとする。

